

議案第156号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救急自動車 7台
- 2 取得先 さいたま市中央区下落合6丁目1番18号
埼玉トヨタ自動車株式会社新車特販部
部長 田部井 卓
- 3 取得価格 278,740,000円
- 4 取得理由 救急現場における救急活動に充てるため。